

土地区画整理法76条許可申請（工事）の流れ

八王子市が施行する土地区画整理事業中の地区内で、盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき、市長の許可及び施行者の意見が必要となります。許可申請をされる方は、下記のとおり手続きを行って下さい。（建築の場合は申請様式が異なりますのでご注意ください。）

1. 工事内容・箇所についての事前確認

区画整理地区内で対象の工事を行う場合、**施工前に区画整理課(042-620-7297)**にご確認ください。

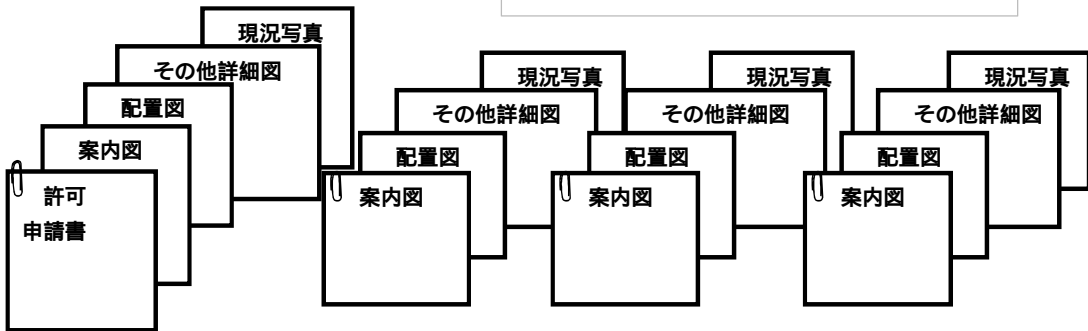
- ・私道の舗装構成等については、直接所有者にご確認ください。
- ・河川区域や都道、水路などの工事の場合、別途管理者の許可が必要となることがあります。

2. 提出書類の用意

区画整理課窓口で申請用紙を受け取るか、市HPからダウンロードして印刷してください。

許可申請書 1部（記入については、本書の裏面の記入例を参照ください）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ○区画整理事業の工事着手済箇所の場合 ~ ×3部 " 工事未着手箇所の場合 ~ ×4部 上野第二地区は②~ ×2部 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ~ について決められた様式はありません。 書類のホチキス止めはしないでください。 申請書のコピーの添付は不要です。 </div>
案内図	
配置図	
その他詳細図(縦横断面図等)	
現況写真(仮換地未指定の場合のみ)	

(例) 区画整理事業の工事未着手の場合(4部)



3. 許可申請(区画整理課へ提出)

【審査期間 約2週間】

状況により、審査期間が延びることがあります。
余裕を持って申請してください。

4. 許可書の受取り

許可が下りましたら、担当者の方にご連絡しますので窓口へお越しください。

5. 工事

許可書の許可条件及び指示事項に基づき施工してください。

6. 工事完了届の提出

工事が終わりましたら、すみやかに工事完了届に必要な事項を記入し、許可書の写し及び舗装指示、工事写真等を添付の上、区画整理課に提出してください。

許可申請書 (記入例)

申請箇所の位置する地区を記入
(地区の間違いに注意!)

窓口提出日を記入

令和3年(2021年)4月〇日

八王子都市計画 中野西 土地区画整理事業
 施行者 八王子市
 代表者 八王子市長 石森 孝志 殿

記入

押印不要

申請者 住所 八王子市中野上町〇丁目〇〇〇〇
 氏名 八王子 太郎
 代理人 氏名(担当者名) (株)〇〇工事 (担当:〇〇 〇〇)
 連絡先 042(1234)0000

代理人がいる場合は記入

記

工事の箇所を記入

地区名	中野西		
1 行為の敷地の所在及び地番	八王子市	中野上町1丁目〇〇〇〇番	
2 行為の種類別	<input checked="" type="radio"/> 汚水 (接続・撤去)	二. 電柱 (設置・撤去)	
	<input checked="" type="radio"/> 給水 (接続・撤去・修理)	ホ. その他	
3 行為の施工理由	イ. 区画整理事業による移転に伴うもの <input checked="" type="radio"/> その他		
4 行為の内容と規模	別紙のとおり		
5 復旧方法	別紙のとおり		
6 着手予定年月日	許可日以降	完了予定年月日	令和2年10月〇日
7 工事担当者	〇〇水道(株) 担当:〇〇	連絡先	090-xxxx-xxxx

該当する工事を丸で囲

区画整理事業による移転に伴う工事の場合は「イ」を、それ以外は「ロ」に〇をつける

図面に表示する場合は「別紙のとおり」とする

記入

工事担当者がいる場合は記入する。(許可が下りた際の連絡先)

添付書類 下記のとおり、区画整理事業工事着手済みの場所 各3部、同工事未着手の場所 各4部

工事未着手の場合は添付部数が異なるため、ご注意ください。

.....申請者が記入する箇所

浄化槽設置の場合は上記に加え、浄化槽仕様書 浄化槽認定シート
 さらに市管理側溝等への放流の場合は、放流内容書(放流に際しての留意事項)が必要です。

許可書受取

日付

受領

問い合わせ先

八王子市拠点整備部 区画整理課 (総務担当) 042-620-7297

申請様式のダウンロードは...

(市HP)(トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > まちづくり > 区画整理
 各種申請・証明・届出 > 土地区画整理事法第76条の許可申請について)

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/006/002/kukaku_kakusyushinseinado/p018316.html